



2024年4月16日

各位

上場会社名	群栄化学工業株式会社
代表者名	代表取締役 社長執行役員 有田 喜一郎
コード番号	4229 東証プライム市場
本社所在地	群馬県高崎市宿大類町700番地
問い合わせ先	取締役 執行役員コーポレート本部長 丸山 克浩
	電話 027-353-1810

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の第107回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

2024年3月18日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第107回定時株主総会での承認を前提として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるとともに経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月21日（予定）
定款変更の効力発生日	2024年6月21日（予定）

以上

〈別紙〉

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第18条 (条文省略)</p> <p><b>(総会の議事録)</b></p> <p>第19条 株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本(その作成に代わり電磁的記録が作成された場合における電磁的記録を含む)を5年間支店に備え置く。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p><b>(取締役の員数)</b></p> <p>第21条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <p><b>(取締役の任期)</b></p> <p>第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。 (新設)</p> <p><b>(取締役選任の決議)</b></p> <p>第23条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席</p>	<p>第1条～第18条 (現行通り)</p> <p><b>(総会の議事録)</b></p> <p>第19条 株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本(その作成に代わり電磁的記録が作成された場合における電磁的記録を含む)を5年間支店に備え置く。</p> <p>第20条 (現行通り)</p> <p><b>(取締役の員数)</b></p> <p>第21条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は8名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u></p> <p><b>(取締役の任期)</b></p> <p>第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>補欠によって選任された監査等委員の任期は、退任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p><b>(取締役選任の決議)</b></p> <p>第23条 取締役は<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の</p>

現行定款	変更案
<p>し、その議決権の過半数をもって決する。 取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。</p> <p><b>(代表取締役および役付取締役)</b> 第 24 条 会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって選定する。 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会はその決議をもって、取締役中より会長 1 名、社長 1 名、および副社長、専務取締役、常務取締役をそれぞれ若干名を定めることができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b> 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p><b>(取締役会の決議の省略)</b> 第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。</p> <p><b>(代表取締役および役付取締役)</b> 第 24 条 会社を代表すべき取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中より</u>取締役会の決議によって選定する。 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会はその決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中より</u>会長 1 名、社長 1 名、および副社長、専務取締役、常務取締役をそれぞれ若干名を定めることができる。</p> <p>第 25 条 (現行通り)</p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b> 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 27 条 (現行通り)</p> <p><b>(取締役会の決議の省略)</b> 第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u><b>(業務執行の決定の取締役への委任)</b></u> 第 29 条 当社は会社法第 399 条の 1 3 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p><b>(取締役会の議事録)</b>  第 29 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、取締役会議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</p> <p><b>(取締役との責任限定契約)</b>  第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p><b>(監査役および監査役会の設置)</b>  第 31 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p><b>(監査役の数)</b>  第 32 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p><b>(監査役の任期)</b>  第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。  補欠によって選任された監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。</p> <p><b>(監査役選任の決議)</b>  第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。  監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p><b>(常勤監査役)</b></p>	<p><b>(取締役会の議事録)</b>  第 30 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、取締役会議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</p> <p><b>(取締役との責任限定契約)</b>  第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><b>第 5 章 監査等委員会</b></p> <p><b>(監査等委員会の設置)</b>  第 32 条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><b>(常勤監査等委員)</b></p>

現行定款	変更案
<p>第 35 条 <u>監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会は監査等委員の中より常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><b>(監査役会の招集通知)</b></p>	<p><b>(監査等委員会の招集通知)</b></p>
<p>第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、会日より 1 週間前に、各監査役に発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、この限りでない。</u></p>	<p>第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><b>(監査役会の決議)</b></p>	<p><b>(監査等委員会の決議)</b></p>
<p>第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>第 35 条 <u>監査等委員会の決議は監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p>
<p><b>(監査役会の議事録)</b></p>	<p><b>(監査等委員会の議事録)</b></p>
<p>第 38 条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、監査役会議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p>	<p>第 36 条 <u>監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、監査等委員会議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p>
<p><b>(監査役との責任限定契約)</b></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第 37 条～第 43 条 (現行通り)</p>
<p>第 40 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p><b>附則</b></p>
<p>(新設)</p>	<p><b>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</b></p>
	<p><u>第 107 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の定めるところによる。</u></p>